

## 油面住区センター児童館学童保育クラブの定員超過対応について

### 1 経緯等

油面住区センター児童館学童保育クラブ（以下「油面学童」という。）は、近年入所申請者数が増加しており、受入可能数60人を上回る状況が続いている。そのため、油面住区センターのミーティングルームを暫定的に借用し、70人までの定員超過対応を行ってきたところである。

平成30年度学童保育クラブ入所申請を受け付けた結果、一次申請時点で、79人の申請があった。このため、平成30年度も改めて油面住区センターミーティングルームの借用を住区住民会議にお願いし、了承いただいたところである。70人まで受け入れたとしても、なお9人が超過する状況となり、入所選考に用いる保育指数が比較的低い児童9人が利用できなくなる状況である。

今後も、毎年度70人以上の申請者数が見込まれており、継続的に油面住区センターミーティングルームを借用できたとしても、70人を超過した人数分の児童が、毎年度入所できなくなることから、緊急かつ継続的・安定的に実施できる定員超過対応が求められている。

### 2 定員超過対応

#### (1) 学童保育事業実施場所の確保

実施可能な定員超過対応として、油面小学校校舎1階のめぐろ歴史資料館展示室を目的外使用により活用し、学童保育事業の実施場所を確保する。隣接する収蔵室についても、平成31年4月を目途に条件整備を進め、実施場所として活用する。

#### (2) 使用箇所の現況（別添資料1）

ア 名称	めぐろ歴史資料館展示室・収蔵室
イ 所在地	目黒区中町1-5-4 油面小学校1階
ウ 建築年度	昭和37年度
エ 延床面積	展示室 64㎡ 収蔵室 64㎡

### 3 利用形態

継続的に学童保育事業を行うためには、目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年目黒区条例第22号）に規定する設備の基準（以下「設備基準」という。）に適合させる必要がある。そのため、平成30年度の早い時期に設備基準適合に必要な改修工事等を行うこととし、平成30年4月から工事が完了するまでの暫定利用期間と、その後の本格利用期間に分けて利用形態を整理する。

#### (1) 暫定利用期間

油面学童の施設外活動スペース（育成室の分場）として位置づけ、4月2日からの保育活動に利用できるよう、今年度中に必要最低限の備品等の整備を行う。

## (2) 本格利用期間

設備基準適合のための工事完了が見込まれる時期(概ね7月～8月末)を施行日とする目黒区立児童館条例等の規定整備を行い、公の施設として本格利用する。なお、規定整備は区議会第2回定例会に議案を提案する。

## 4 事業の運営形態

(1) 運営形態 油面住区センター児童館の分室として位置づけ、公設公営により運営する。

### (2) 運営時間

ア 学校開校日の平日(月曜～土曜) 下校時から午後6時15分まで

イ 学校休業日の平日(月曜～金曜) 午前8時15分から午後6時15分まで

ウ 学校休業日の土曜 午前8時30分から午後6時00分まで

※ 土曜日の保育については、児童の出席状況等を踏まえ、油面学童において合同保育の実施を検討する。

(3) 対象学年 小学1年生から3年生まで

(4) 定員 当初は15名～20名程度(面積拡大後は40人程度)

## 5 活用に当たっての管理運営事項

### (1) 児童及び学童保育職員の出入り等

教室やトイレ、手洗い場、廊下など学童保育に使用可能なスペース以外の学校管理エリアには立ち入らないよう、必要な対策を講じる。

### (2) 学校施設の保全及び安全対策

教職員、学校警備員等と常に連絡調整を図り、学校施設の施設保全や安全管理に遺漏のないよう使用する。教職員、学校警備員等の目の届く範囲・エリアで活動することに留意し、合わせてセキュリティーの確保、事故やけが等の防止対策に万全を期して保育する。

### (3) 油面小学校施設使用の実施細目

具体的な学童保育クラブ児童の動線や様々な条件、学校施設の使用に関するルール等については、別途油面小学校と協議の上、実施細目を定める。

## 6 今後の予定

平成30年4月 2日 学童保育活動に利用開始

6月 第2回区議会定例会

以 上

学校平面図

校舎平面図

目黒区立油面小学校  
平成29年度

